

## 対象となる経費区分とその内容

経費区分	内 容
1 旅 費	航空機、鉄道、バス、船等の運賃、日当及び宿泊に要する経費をいう。
2 資材購入費	事業を実施する上で必要な資材購入等に要する経費（直接施工が困難な場合の必要最低限の工事請負費を含む。）をいう。
3 消耗品費	単価 5 万円未満の物品や機器であって、主に消耗される物品の購入等に要する経費をいう。
4 印刷製本費	資料等の印刷、製本、写真焼付、図面焼増等に要する経費をいう。
5 通信運搬費	郵便料、電話料、配送業務、その他通信運搬に要する経費をいう。
6 借料及び損料	車両、会場、機器類等の使用賃借、借入金の金利支払い等に要する経費をいう。
7 賃金	雇用者に対する賃金支払いに要する費用をいう。
8 雑役務費	手数料、捕獲等の実施等、役務の対価として支払う経費をいう。
9 保険料	捕獲等に従事する者の保険料をいう。
10 その他	その他必要な経費で福岡県知事が承認した経費をいう。